

平成28年6月21日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成28年6月21日（火曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

委員長 浅野敏江君

副委員長 土見大介君

委員 西村勝男君

菊地進君

阿部かほる君

小高洋君

出席議長団（2名）

議長 香取嗣雄君

副議長 伊藤博章君

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長 佐藤昭君

副市長 内形繁夫君

健康福祉部長 桜井史裕君

健康福祉部次長
兼社会福祉事務所長
兼生活福祉課長

川村淳君

市立病院事務部長
兼医事課長 荒井敏明君

健康福祉部
保険年金課長

志野英朗君

事務局出席職員氏名

事務局長 安藤英治君

事務局次長
兼議事調査係長

鈴木忠一君

議事調査係主査 平山竜太君

議事調査係主事

片山太郎君

会議に付した事件

議案第46号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議案第51号 平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算

午前9時59分 開会

○浅野委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第46号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、議案第51号「平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」の2件であります。

これより議事に入ります。

議案第46号及び第51号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。（「おはようございます」の声あり）

民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件でございますが、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例など、計2議案でございます。各号議案につきましては、この後担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは、以上でございます。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 おはようございます。（「おはようございます」の声あり）

健康福祉部保険年金課から、今市長からお話がありましたとおり、議案2件、提案させていただきます。

まず初めに、議案第46号についてご説明いたします。

資料のほう、No.5とNo.8のほうをご用意いたします。

そのうち、まずNo.5の2ページのほうをお開きください。

議案第46号東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例の改正の理由は、3ページの下、提案理由に記載のとおり、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示により本市に転入されてきました被災者に対しまして、平成28年度分の国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、減免の内容についてご説明いたします。

続きまして、資料No.8の8ページをお開きください。

まず、1の減免の趣旨でございますが、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示により本市に転入された被保険者の国民健康保険税を平成28年度分についても引き続き減免しようとするものでございます。

2の平成28年度分からの変更点でございますが、平成27年度までは原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域に居住していたため避難を行った世帯に対し減免を行っておりますが、平成28年度以降からは南相馬市の一部など旧避難指示区域などに居住していたため避難を行った世帯のうち、上位所得層に該当する世帯には減免を行わないこととしております。それ以外につきましては、平成27年度と同様の減免を行うこととなります。

なお、上位所得層については、下のところの米印のほうをご参照願います。

3の減免の対象となる保険税ですが、改正後は(1)のとおり、平成28年度分が加わりますが、(2)のとおり平成27年度分、平成28年度分につきましては、納期が平成29年3月31日までの間に設定されているものが新たに対象となります。

4の減免の申請手続ですが、これまでに平成27年度分の減免を受けている場合には、特に申請を行わなくても減免を適用させていただきますが、今後新たに転入される場合などは、その転入の手続の中で、窓口等で対応させていただくことになります。

5のそのほかとして、国からの財政支援でございますが、国が示す基準で減免を行った場合には特別調整交付金の対象となり、減免費用の全額が国から支援される予定でございます。

続きまして、議案第51号に移ります。

議案第51号、国民健康保険事業の都道府県単位化に伴う県への国保データ提供についてご説明いたします。

お手元の資料No.7とNo.8をお開き願います。

まず、資料No.8の38ページをお開きください。

1番の概要です。

現在、市町村単位で運営されております国民健康保険事業の財政運営主体が平成30年度から都道府県に移行します。これを「都道府県単位化」と申しますが、国民健康保険制度全般を都道府県及び本市の場合には宮城県と県内の市町村が共同で運営することとなります。

このことから、市町村が管理している国保運営に必要なデータを宮城県が構築する「国保納付金等算定標準システム」に提供する必要があるため、今回本市の電算処理システムの改修を行うものでございます。

提供内容につきましては、2.内容の記載のとおりでございます。

国が定めた国保事業費納付金等算定標準システム外部インターフェース仕様書、いわゆる接続仕様書に当たるものですが、接続するための仕様書に基づき、「市町村基礎ファイル」を指定のフォーマット、これは電子記録形式になりますけれども、それを宮城県に提供するものでございます。具体的には、中黒のとおり、被保険者情報を初め、記載の情報となっております。

次に、事業費及び財源内訳でございますが、事業費は199万8,000円で、全額国から補助金が充当されます。

4のスケジュールでございますが、補正予算をお認めいただいた後、7月に委託契約を締結しまして、電算システムの改修に着手し、10月に予定されております県へのデータ提供を予定しております。

次に、この事業の予算についてご説明いたします。

資料No.7の26ページをお開きください。

まず歳出からご説明いたします。

第1款総務費1項1目の一般管理費13節委託料に電算業務委託料として電算システム改修費用199万8,000円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

その前のページ、24ページをお開きください。1枚めくっていただきまして24ページになります。

第4款国庫支出金2項2目の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金として、歳出と同額の199万8,000円を計上いたしております。

制度改正に伴う被保険者の負担が生じない事業及び財源構成となっております。

議案第51号については以上となります。両議案、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○浅野委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。阿部委員。

○阿部委員 1点だけお尋ねをしたいと思います。

議案第46号、恐れ入ります。東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免期間の延長についてということで、今回は原子力発電所の事故に伴う本市に転入してきた被災者の方ということなんですが、本市に転入された被災者の方、何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか、教えてください。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 お答えいたします。

本市に転入してきました原子力災害に伴います入居者の数でございますけれども、平成27年度実績といたしましては3世帯4名でございますが、平成28年度、現段階におきましては、4世帯6名がこの該当という形になっております。よろしくお願いいたします。

○浅野委員長 阿部委員、よろしいですか。

○阿部委員 よろしいです。ありがとうございました。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

私のほうからも、議案第46号について二、三お伺いしたいと思います。

まず、ちょっと確認なんですけれども、原子力発電所の事故に伴う今回の措置というのは、これは全国で同様の、同じ条例と申しますか取り組みになっていると確認してよろしかったでしょうか。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 若干条例の文言等は変わる部分もありますけれども、ほぼ全国均一で、このような形で対応しているというふうに解釈しております。よろしくお願いいたします。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

その際、先ほど新しく転入してきた方はそのとき窓口でというお話がありましたけれども、じゃ、実際今度600万円を超える方々が今現在いらっしゃるかどうかちょっとわからないんですが、そういう方々に対する対応というか、今回減免を受けられなくなってしまうと思うんですが、そういう方々に対する対応等はどのようなふうになっているのでしょうか。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 いわゆる対象とならない600万円以上の方々についての対応というご質問でございますが、まず現段階並びに去年の実績等につきましてですけれども、600万円以上の該当する世帯並びに対象者の方は、現段階でも、今までいらっしゃるという現状がございます。なお、ちなみにですけれども、600万円を超える場合の給与収入は実際には給与収入と見ますと830万円、月ベースで約70万円前後の収入の方、年金収入の方です

と月ベースで六十数万円程度の収入の方を想定していますが、ご質問いただいた中でそういった方は現段階でいらっしゃらないという状況でございます。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

じゃ、続けて議案第51号のほうに行かせていただきたいと思います。

議案第51号、スケジュールのほうに電算システム改修開始して、改修終了して、データを抽出して、県に提供というふうに書いてあるんですが、実際具体的にというか、どのようなシステムになるのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

といいますのも、今回の国保事業費納付金等算定標準システム外部インターフェースの仕様というのを読んだところによると、基本的にはCSVという表が入っているような状態のファイルでのデータのやりとりということになっているんですが、今回9月にデータを抽出して10月に提供をすると、その後の更新とかはどうなるのかなというところが気になりましたので、その点についてよろしく願いいたします。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今のご質問は、仮にお認めいただきまして、市町村からデータが提供ができた後の流れについてということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

この流れにつきましては、先ほど若干ご説明させていただきました、宮城県のほうで国保事業納付金等算定標準システムというものがございます。この中に、塩竈市の国民健康保険の被保険者情報全般を、いろいろ説明等では書かせていただいておりますが、全般を提供しまして、本市が持っている情報と宮城県が情報を共有させていただくということになります。

その後、今申し上げたとおり、都道府県化に移行した場合には、都道府県運営になりますので、まず一旦市町村が運営に必要なお金を都道府県に納付するということになります。その額並びにどういった賦課の仕方、国保税、国民健康保険のどういった仕方がいいのかというのを県で検討するためのシステムというのがあります。これを平成29年内に次々と情報提供しまして、平成28年度、平成29年度で算定させていただいて、平成30年度までには県のほうで標準税率というものを提供するという流れになっています。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちょっと聞き方が悪かったのかもしれないんですが、私がお聞きしたいのは、この平成28年

の9月段階で抽出したデータというのは平成30年から県に移行すると思うんですが、そのときにはかなり古くなっているのかなと思います。そこに対してどのように情報の共有というのを県とやっていくのかということをお伺いしていました。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 説明が不足して大変申しわけございませんでした。

提供情報につきましては、先ほど申し上げたとおり、9月までに抽出をして10月に提供とありますが、これは次々ローリングさせていただくということで、情報を次々更新する形になりますので、例えば平成28年9月段階の情報を持ってそういった参考というか標準税率を示したりということにならない形になっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

としますと、今回の改修というのは、外の業者さんが入ってやられると思うんですけれども、1回10月にデータを提供した後というのは、内部、その職員がそのまま県のほうにデータを提供していくという認識でよかったですでしょうか。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 基本にご指摘のとおりとなります。よろしくお願いたします。

○浅野委員長 ほかにございませんか。小高委員。

○小高委員 私のほうからは、議案第51号に関して、さまざまちょっとお伺いをしたいと思えます。

それで、そもそもが国民皆保険制度というやり方の中で、国民健康保険というその制度、構造的な部分を考えますと、残念ながら低所得の方が多いたとか、年齢構成が高い、医療費水準が高いと、所得に占める保険料も重いと、こういった構造問題的なものが残念ながら存在をしているということがございます。そして、それは、国保料が払えなくて医者にかかれな、国保料が高くて医者にかかれなというような声も聞こえてきますので、そういった中で今深刻化しているという状況もございます。

こういった中で、塩竈市として、自治体独自の努力という形で、保険料引き下げの施策をこれまでもとっていただいたと。全体の水準が高いという部分はあるわけですが、引き下げの努力をしてきたという中で、今回も平均で6.05%でしたかね、その引き下げを行っていただ

いたと。それで、先日山本議員の質疑の中でも、その県一本化を見据えた計画の中で、引き上げは一本化までのところで考えてはいないというご答弁もいただいたということがありました。

それで、一方で、この国保事業の全県広域化ということに関しては、国会で審議される段階から都道府県における国保財政の管理、標準保険料率の提示並びに保険料平準化の推進、こういったところで、保険料が引き上げられてしまうのではないかという問題がこの間指摘されてきたということもありました。

そしてまた、これまでのちょっと強権的な取り立てみたいなのが各都道府県というか自治体で問題になったケースもあるということもありまして、そういったところがさらに強くなってしまわないかというような懸念を抱いているということがあります。

それで、ちょっと何点か、そのシステム改修そのものということもそうなんですが、県への、都道府県への一本化、都道府県単位化に伴うところでちょっとお聞きをしてみたいと思うのですが、例えば県への市町村からの納付金、あるいは保険給付費等の交付金を県が市町村に賦課したり交付したりするという形になるかと思うんですが、これの県の裁量上で、例えばある程度県が自由にそこを決めてしまうというようなことというのはあるんでしょうか。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 小高委員から今議案第51号国民健康保険事業についてご質問いただいています。

前段、なぜこういう形にということ若干説明させていただければと思いますが、ご案内のとおり、国保利用者の方々の現状については、今小高委員からご指摘のあったとおりであります。そういった中で、本市におきましても、高齢化社会がどんどん進捗している。これは単に塩竈市のみならず、全国的な傾向ではないのかという中で、この国保会計を維持することが大変難しい状況になってきております。幸い市民の皆様方のご協力で、本市におきましては、たしか4回連続で引き下げということをさせていただいておりますが、全体からすると値上げをやむなしという状況が現状であります。

こういった状況を見るにつけ、やはり国民健康保険を基礎自治体が維持していくということは、もうかなり難しい状況になってきているのではないかとということが全国の基礎自治体で問題視されまして、例えば我々でありますと、全国市長会を通じて、ぜひ国保の一元化について国のほうでしっかりと取り組んでいただきたいという要望をいたしてきたことは事実であります。そういったことを踏まえまして、今回、平成30年度から新たに県一本化というよ

うな方針が打ち出されたものと考えております。

ただ、一方では、具体的な取り組みをどうしていくかということについては、まだまだ未定の状況であります。今委員からご質問いただきました県で国保税を一本化するのかというようなお話を私もたびたび頂戴をいたしております。現状では、標準税率は定めますが、どうやら税率については各基礎自治体のほうに任せるといような方向ではないのかと。これはあくまでも方向性のお話でありますので、そういったことをご理解をいただきたいと思いますが、税率についてはそれぞれの自治体単位で、その金額を納付してといようなことで、今進められているということが大まかな方向性であります。

なお、詳細の部分につきましては、担当のほうからご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 それでは、現段階で定まっております部分についての今後の流れについてご説明いたします。

現在ですけれども、県内の主管担当課長級が集まります連携会議というのを開催しているところです。現在、第2回目まで開催しているところです。年内には3回、4回と、あと2回ほど開く予定です。加えまして、その連携会議の下部組織としまして担当者部門によります財政部会並びに事務処理標準化部会というものがございしますが、こちらのほう、随時開催しております。こういった中で、宮城県の財政運営を統一するに当たってどのような問題が生じるかと、あるいは今後の課題の解決策について探るといことでございします。ですので、まだこういった会議も端緒についたばかりですので、大変申しわけないんですが、まだ未定の内容が相当程度ございします。ですので、大変申しわけないんですが、この部分につきましては、内容等が決まり次第、何かの際には随時連絡をさせていただきます、不安のないよう、払拭するよう努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ご答弁いただいて、ありがとうございます。

やはり未定の部分がさまざまあるということで、そのあたりでやはりどうしても懸念が拭い去れないといひますか、例えばまたちょっと重複した話にはなりますが、医療費削減というものを一つの課題といひますか目標に置いた際に、その医療費削減に努力した市町村には例えば納付金が少なく算定されるだとか、交付金が多く交付されるだとか、逆に医療費削減がなかな

か進まない、そういった市町村に対してペナルティ的な賦課額の算定、あるいは交付金の削減、こういったものが行われてしまうのではないかというような懸念もありまして、当然未定という中で、ここはどうなんですかという聞き方をしても、なかなか難しいかとは思いますが、少しその考え方といいますか、今時点での感触といいますか、そこだけお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、小高委員からご質問いただいたような、まさにそういったことがないようにするために我々は県一本化をし、調整交付金についても、県のほうに交付されるというような形になっていくということが今段階での我々に対する説明でございます。ぜひ、今ご不安の点が今後払拭されまして、本当に利用いただきやすい国保税となりますように、我々もお努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

国保のあり方として、そういった努力の方向性でぜひ行っていただきたいことはさまざまありますが、そういった懸念が払拭される前段階で、どうしても道を開くものになりかねないという懸念がやはり幾つか、幾つかといいますか、あるということでございます。

それで、例えば先ほどちょっと話が変わりまして、県の例えば国保運営方針、今後策定されていくかと思うんですけれども、その中で、例えば市町村独自の一般会計法定外の部分の繰り入れについて、決算補填等を目的以外のものを対象を削減すべきというようなことが言えないということがありました。つまりは赤字補填目的の繰り入れをすべきではないというようなお話もあって、ただただ赤字を補填していけばいいのかというような議論もあるわけですが、赤字補填目的以外の部分で高過ぎる国保料を安くするために法定外の繰り入れを行っているとか、そういったちょっとわかりにくい話ではあるんですけれども、要は一言で言ってしまうと、それぞれの事情に合わせた弾力的な運用が縛られるのではないかというような懸念もさまざまありまして、この部分はちょっとお聞きをするというよりは、そういった懸念を持っていると、1つそういったことがあります。

それで、保険証の資格管理の考え方というのがどのようになるのか、話を変えて、そこをちょっとお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 国保の資格管理についてご質問いただきました。

先ほどから、従前お話しさせていただきましたとおり、都道府県化になるということで、その資格管理の引き継ぎ関係、給付も含めてですけれども、この点についても、大変申しわけないですが、現段階におきましても協議中でございます。ここの部分につきましても、なおそういった内容詳細につきまして、定まり次第またご連絡をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

やはり協議中という部分で、さまざま今の時点で持っている懸念がなかなか晴れていかないなというふうに思うわけでありますが、例えば電算システムの簡易版というものが今後10月ごろ県におりてくるというふうにお伺いをしました。そこで、今回のデータ提供を仮になされた場合に、そこで試算結果を市として果たしてつかんで今後のあれに反映させていくことが可能なかどうか、そういったところのご報告も含めて、そのあたりの今後の考え方をちょっとお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今のご質問、データを仮に補正予算を認めていただいて、その標準税率というものが提示された場合、どのようにするかということでございます。ただいま本市の税率につきましては、先ほど市長からお話しさせていただきましたとおり、多段階で値下げのほうをさせていただきまして、今年度は6.05%に引き下げをしていると。これは現行制度が平成30年度まで続く場合、3億円程度の基金を残すと標準的にそれぐらいだろうということで算定をしているところでございますが、その標準税率を示された後の部分については、まだそういった意味では決まっていないという言い方になるんですけれども、まだその部分については想定をした税率ではないということでご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

わかりました。やはりわからないことが多い中での事業ということで、なかなか難しいところがあるんですけれども、さまざまちょっとお聞きしたいことがありましたので、ちょっと話を変えながら聞いていきたいと思います。

それで、4月にこの国保の運営方針の策定要領ガイドライン決定がなされたということで、実際県のこの国保運営方針が2017年度中に市町村との協議の上で策定というスケジュールで今後動いてくるかと思うんですけども、実際市町村との協議を行うということもございますので、この県の運営方針策定に際して、市としての考え方、そういったものがあればお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段申し上げさせていただきましたとおり、例えば税率も県一本化という形で取り組むのか、あるいは今日まで取り組んでまいりました各基礎自治体の税率を遵守しながら、この県の運営の差額分については、また別な形で一部負担を求められるのかといったようなことについては、先ほど来、担当がご説明させていただいておりますとおり、まだ明確なものが全く示されておりません。ただ、今回の調査は、そういった一定の方針を打ち出すために必要な調査費でありますので、まずはこういったことをやらない限り一步も先に進まないという状況でありますので、ぜひ今回の調査費をまずお認めいただきまして、県のほうでその結果をもとにさまざまな分析をされ、宮城県におきましてはこういう方式でやりたいということについては、一方的なお話ではなくて、いずれ全ての首長を集められまして、そこでこういう方針でいきたいというような方針が示され、それについて賛成反対がというような手続が必ずあるはずでありますので、まずはこの調査を何とか取り組まさせていただきたいという思いでございます。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。さまざまちょっと私もなかなかつかみ切れていない部分が多くて、ちょっと取りとめもないといいますか、まとまっていない質疑になってしまって、そこはちょっとあれだったと思うんですけども、やはり何といいますか、保険料の納入率に対して、またちょっと話変わっちゃって申しわけないんですけども、100%納入義務化というところで、さまざまな懸念が出てくるんです。市町村は納付金より多い保険料総額を設定して加入者の保険料を算出していくのではないかと。要は、言ってしまうえば、今でも高い保険料がさらに高くなっちゃうんじゃないかという懸念が当然ながら一つは出てくると。さらには、納付金の決定において、医療費実績、医療費給付費等が反映をされて、医療費支出の高低によって納付金が上下をしてしまうのではないかと。やはり医療費抑制という部分で、その実効性をひたすら高めていこうというそういった狙いが私としては透けて見えるなというふうに考えております。

それで、一層の保険料の値上げですとか、この間、徴収のあり方で一部問題となった部分、こういったところの例えば強権的な徴収が今後強められていくのではないかというような、言葉はちょっとあれなんですけれども、実際、そういった立場にあった方からお話を聞くと、どうもそう言わざるを得ない部分もあったと。また、短期保険証、資格証明書、こういったところの発行もちょっと強められていくような、まさにちょっと命にかかわる事例ということもありますので、さまざまお聞きをしたということでございます。

それで、最後になりますけれども、県が今後策定をしていく国保の運営方針要領におきまして、市町村が独自裁量でこれまで決定して実施をしてきた国保料の賦課、あるいは実務ルールというものがやはりどうしても統一することが今後求められてくるだろうという中で、さまざまな問題点というものが考えられるという中で、やはり保険料の値上げ、あるいは徴収の強化、徴収の強化と言っちゃうとあれなんですけれども、強権的なそれこそ徴収の強化、医療費支出をひたすら抑制していくと、こういった部分に道を開くものになりかねないというところで、そもそもが国保事業の県一本化に対して我が党は反対の立場をとっているということが一つございます。

そしてまた、その国保運営方針の策定要領では、これは法的拘束力を持つものではなくて、あくまで技術的助言だということもありまして、そういった中で、市町村との協議の上で策定されるということになっておりますが、どうも国保のあり方について市としてこう考えているということがはっきりとなかなか見えてこないまま、このシステム改修に予算配分するということに賛成するのは、私としてはなかなか難しいかなというふうに考えております。

そういった点におきまして、こうした問題点、あるいは疑問がなかなか、当然協議中ですので、払拭できない部分、多々ありますが、そういった部分がちょっと明らかにならないまま、ただ賛成というのは今の時点で私としては難しいということを述べて私からは終わりにしたいと思えます。

○浅野委員長 ほかにございませんか。菊地委員。

○菊地委員 私から、ちょっと、まずこのデータ化して……（「議案第51号でよろしいですね」の声あり）第51号ですね、済みません、委員長。それで、電算処理システム関係でやるんですが、これのいわゆる情報管理というのはちゃんとしっかりなされる予定なんですよね。この199万8,000円で作って、あといつもだと1,000万円台くらいのあいつかなと思うんだけど、今回200万円ちょっとくらいで、あとデータが全部流出なんていうことはないんだっちゃん

ね。まずそれを確認しておきます。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 データ流出のご懸念についてのご質問でございました。

金額について200万円弱ということで、その部分について守れるかということでございますが、まずこのシステムの改修につきましては、現在塩竈市が保有している情報をもとに作成するということとなります。さらに、この金額についてですけれども、他市町村についてちょっと情報は把握していないんですが、全国ベースで見ますと、この改修費は国のベースで52億円だそうです。これに対して被保険者が約3,400万人余りということで、1人当たり直すと約150円程度と。本市の被保険者が若干の振れはありますが、約1万3,500人から1万4,000人ですので、国の予算規模からすると、その平均額からすると、大体それより若干下回る程度かなということで、金額の多い少ないで安全が担保されるかどうかというのは別問題というのは重々承知しておりますが、今回の改修費用につきましては、金額的には妥当な線と。その金額をもって情報管理がなされるというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 何で聞いたかという、いろいろデータの流出というのがあるからね。今の話を聞くと、ある程度塩竈市の基礎データがしっかりしていて、それをただ県のほうに移行するだけなのかなというふうな思いでおります。そうすると、そんなにも、こんなに、逆に言うとお金もかからないのではないかなという思いもするんだけど、それはいい、さておいて、そういった個人の情報が漏えいしないように県との協議とか、他自治体とか、そういったところでちゃんとしていただきたいと思います。でないと、問題が起きてから、「大丈夫ですよ」と言っておきながら情報漏えいしているのが確かなんだから。だから、そういうことをちゃんと申し出てください。

あと、小高さんに反論するわけじゃないんだけど、資格証関係の話は、ちょっと横道にそれるかもわからないけれども、やっぱり権利と義務というのをちゃんと考えて、行政側も強権的に取り立てをしたりとかとそういうことは私はないと思いますよ。保険料の問題で起きて、正直なところ、ちゃんと相談してくださいと。相談があつて、ちゃんと優しく指導して、何してと。私の知っている人も、判こついちやって借金してどうしようもなんないと。そして、払えないんだと。どうすつと。だから、まずは相談に行つて、払える、払えないの相談、ちゃんとして、指導を受けてくださいとなつていくし、だからきょうここで電算処理の問題で国

保全体というような運営の中身までの議論でないと思うけれども、委員会で何でも質問できると思うんだけど、ちょっとそれは違った議論でないかなとこう思いましたので、おかしなと思います。そいつだけは言うておきます。でないと、この一本化でも、3年前あたりからこの県で一本化になりますよというふうな話をしていたわけなので、ここに来てこういうのは払えないからだめですよという、EUの離脱みたいに、塩竈だけが離脱できるのかできないのか、そういう問題も大きく考えていただければなと思っています。私は、国保関係で住民が本当に健康でいられるように、医療を受けられるというのは国民一人一人に与えられた権利だと思いますので、それを運営していくのにちゃんと義務としてお金を払えば何ら問題ない問題でないかなとそういう基本的なものがあるので、何でも国が、県が、市が、自治体がお金を払って命を守るんだよというのはちょっと違うのではないかなということを申し添えて私の質問は終わりたいと思います。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

強権的な徴収という部分に関しては多少言葉が強過ぎたかもしれませんが、ただ一方で、残念ながら当然相談に行ったところで、「窓口で払いなさい」とただ説得をされて帰ってきたというようなケースも確かにございまして、強権的な徴収という言葉のあれは確かにあるんですけども、そういった不適切といいますか、そういった窓口でのやりとりがあったかないかという部分に関しては、ある意味ではなかなか難しいところかなと。ここでの議論ではないかなというふうに、そのようには思います。

しかしながら、先ほどさまざまお話を聞きする中で、新制度における都道府県と市町村の役割、これ今回5月に開催されました協議会の資料にもさまざまスケジュール等々出ておりますけれども、今後の協議による変更の可能性ありということもありまして、そういった一文が書いてあることはあるんですけども、実際にはもう決まったもののように資料として出てきて、そういった中で、さまざまこれまで私のほうももっと突っ込んでお聞きをすればよかった点はあるんですけども、そういった部分においても、やはり一つ一つただしていかななくては本当のところが見えてこないというようなこともありまして、今回さまざまお聞きをいたしました。

それで、先ほどご発言の中にございましたEU離脱の関係のように、塩竈市としてただ反対するということがどうなのかというお話もございましたが、そもそもが今後協議を行っていく

余地があるという中で、塩竈市で離脱するというだけの結論を私としては申し上げたいわけではなくて、逆に決まってしまったもののように資料が出されてしまって、そういった中で逆にこのままですと行くと、何と申しますかいろんな問題に道を開いてしまうのではないかとというようなこともありまして、そのあたりの懸念が払拭されなければ、私としてはなかなか賛成は難しいということをお願い添えて私から終わりにしたいと思います。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 国民健康保険事業というのはなかなか難しいものでして、今回初めて、何年か前からお話出ていましたけれども、都道府県単位化ということで、県が1つにまとめるという形になるということは、私は本当にそういったことを進めていただきたいと思う一人であります。

といいますのは、宮城県に住んでいて、どこに住んでいても、保険料がある程度所得に応じた正当な基準で支払う、これは本当に平等です、正直申し上げて。住んでいる町や市によって保険料が違うというのは、むしろ私はとても不思議なものと思って受けとめております。

なぜかといいますと、高齢化の進んでいる町や市に負担が重くなる。あるいは、仙台のように、先ほどお話がありましたけれども、若い人がたくさん働いて、そして活動している、収入を得ているところは軽減されるというのでは、これはやっぱりある意味では不平等の部分になるのかなというふうに思います。

今回、いろんな形でお互いに負担を分け合うという意味では、県が1つにまとめてくださるというのは、これから本当に高齢化とそれから少子化の部分では、とてもいい方向に向かっていくというふうに理解をいたします。以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言はありますか。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時41分 再開

○浅野委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありますか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第46号について採決いたします。

議案第46号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号について採決いたします。

議案第51号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手多数であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時42分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 浅野敏江